

#### 協議事項 4

平成 30 年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金）生活交通確保維持改善計画」について

#### 補助金の概要

- 地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援するもの

補助の対象期間は9月30日を末日とする1年間（平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月）で、申請期限が6月30日（平成 29 年 6 月 30 日）まとなっており、計画には向こう3年の費用や負担者などを記載する必要があります。

#### 補助の内容

- 補助対象者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

- 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

- 補助率

1/2

- 主な補助要件

- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること、または前年度補助対象期間に当該補助金の交付を受けたもの
- ・乗車人員が2人/1回以上（30年度～）であること
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・経常収益が経常費用に達していないこと